

彦根市景観審議会公開要領

彦根市景観審議会

(趣旨)

第1条 この要領は、彦根市景観条例施行規則（平成9年規則第29号。以下「規則」という。）第32条第8項の規定に基づき、彦根市景観審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し、必要な事項を定める。

(会議の公開・非公開の扱い)

第2条 審議会の会議は、原則として公開するものとする。

2 次のいずれかの場合は、会長の判断により会議を非公開とすることができる。

- (1) 彦根市情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合
- (2) 公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

(会議を公開する場合の開催の周知)

第3条 公開の会議を開催する場合の周知は、事務局においてあらかじめ会議の開催案内を作成し、彦根市ホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

2 周知の内容は、会議の名称、日時、場所、議題、傍聴注意事項その他必要な事項とする。

(公開の会議の傍聴)

第4条 公開の会議については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）のうちから、会長が傍聴を許可する。

2 傍聴者の定員は、5名以内とする。

3 傍聴者は、会議の都度、定員に達するまで傍聴者受付簿に記載された先着順により決定する。

4 会長は、審議会を開催するときは、会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。

5 会長は、公平かつ円滑な議事運営を確保するため、傍聴に係る秩序維持に関し、必要な定めをすることができる。

(傍聴者の退室)

第5条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合は、すみやかに退室しなければならない。

- (1) この要領に違反し、会長が傍聴の許可を取り消したとき。
- (2) 会長が審議会を非公表と決定したとき。

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 発言、拍手その他の方法により、議案または委員の発言に対する賛否等の意向を表明しないこと。
- (2) 他人に危害を加えまたは迷惑を及ぼすおそれのあるものを持ち込まないこと。
- (3) 旗、プラカード、掲示板、ビラ、たすきの類を持ち込みまたは着用してはならないこと。
- (4) 酒気を帯びていないこと。
- (5) 会場内では、飲食および喫煙をしないこと。ただし、水分補給程度のお茶などの飲み物は、飲むことができる。
- (6) 会場内では、携帯電話、スマートフォン等の電源を切ること。

- (7) 会長の許可なく、写真撮影、録音、録画等を行わないこと。
- (8) 閲覧した会議資料の会場外への持ち出しは行わないこと。
- (9) 非公開となる議題の前に会長の指示があった場合は、すみやかに退席すること。
- (10) その他、会場の秩序を乱し、審議会の支障となる行為を行わないこと。

(会場の秩序維持)

第7条 傍聴者は、会議の傍聴をするに当たっては、係員の指示に従わなければならない。

(会議録の公表)

第8条 公開した会議の結果は、事務局において議事録（非公表の議題については、会議要録）を作成し、原則として公表するものとする。ただし、彦根市情報公開条例第7条各号に規定する情報および非公開情報に該当するおそれがあると認められる事項については、この限りではない。

2 会議録は、都市政策部 建築指導課 景観まちなみ室において備え付け、閲覧に供するものとする。

(会議を非公開とした場合の措置)

第9条 会議の全部を非公表とした会議であっても、公開の会議を開催する場合に準じて会議の開催の周知を行う。

(報道関係者の取り扱い)

第10条 会長が報道関係者と認める者は、第4条の規程にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第5条から第7条までの規程は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。ただし、第6条第7号の規程にかかわらず、議事に入るまでの間（冒頭）に限り、写真撮影や録音、録画等の取材は認めるものとする。

(委任)

第11条 審議会の傍聴に関し、この規程に定めのない事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年7月14日より施行する。

附則

この要綱は、令和5年6月20日より施行する。